〔12〕 病院・診療所の相続に適用される法律

Q　私には妻と3人の子供がいるのですが、私が経営してきた診療所を、既に私の病院で医師として勤務している長男に相続させたいと思っています。病院の相続ですので、医師である長男が優先的に承継できるという法律はないのでしょうか。

A　病院の相続とは、実際には病院経営者の有する土地・建物や医療機器等の具体的な財産権の相続ですから、財産法である民法の相続法が適用され、各相続人は民法の定める割合で財産を相続することになります。

解　説

1　病院・診療所の院長の地位自体の相続性の有無

病院・診療所の院長としての地位が、相続により従前の院長から新院長に承継される場合、一体何が承継されるのかということを考えておく必要があります。要するに院長の地位の交代ということになるのですが、院長の地位それ自体は相続の対象ではありません。

医療法人における理事長の地位も、医療法46条の3第1項の規定により医師または歯科医師である理事の中から選出されるものですから、やはり相続の対象ではありません。同条ただし書には「都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。」と規定されていますが、これは理事長が死亡し、または重度の傷病により理事会の職務を継続することが不可能となったときに、その子女が医科または歯科大学に在学中か、あるいは卒業後に臨床研修等を終えるまでの間、医師または歯科医師でない配

偶者等が理事長に就任しようとするとき等に適用される規定であって、理事長の地位の相続の問題ではありません。

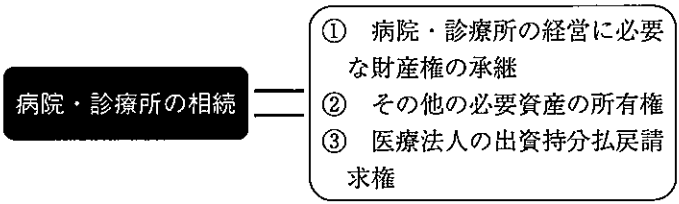
したがって、現行の医療法は、病院・診療所の相続の内容を直接に規定するものではありません。

２　病院・診療所の相続の対象

それでは、病院・診療所の相続という場合、相続人は一体何を引き継ぐのでしょうか。それは病院・診療所の院長が所有していた病院・診療所の土地・建物等の不動産や医療機器等の動産類等を含めた具体的な財産類の相続ということになります。

医療法人の場合には、平成19年４月１日以前の出資持分の定めのある医療法人であれば、いわゆる出資持分（出資金）の相続が問題になります。平成19年４月１日に施行された第５次医療法改正により、平成19年４月１日以降に設立される医療法人は持分の定めのないものに限られることになりましたが、これ以前に設立された医療法人で持分の定めのあるものは当分の間これまでどおり旧医療法56条の規定が有効とされ、持分の定めのある法人として存続することが認められています（医療平18法84改正附則10②）。このような場合には、出資金の相続あるいは出資持分の相続の問題が議論されることになりますが、これらは、いずれも財産権の相続ですから、病院経営に必要な資産以外の不動産、動産、有価証券類等、理事長が所有していた全ての財産について民法の定める相続が開始することになります。

要するに、病院・診療所の相続とは、院長が有していた病院・診療所の経営に必要な資産を含めた全ての財産権の相続手続の中の一場面なのです。



3　病院・診療所の相続と民法の相続法

病院・診療所の相続は、医療法人の場合を含め、具体的な財産権の相続ですから、その場合に適用される法律は、財産相続に関する一般法である民法ということになります。

したがって、病院・診療所の相続問題を検討するためには、まず、民法の相続法に従うときには、①誰が相続人となるのか（「相続人」の確定の問題）、②各相続人はどれだけの割合で相続権を有するのか（「相続分」の確認の問題）という2つのことを考えておく必要があります。

(1)　民法による法定相続における承継

相続による財産の承継の最も一般的な方法は、民法の定める内容どおりの「法定相続」です。相続による財産の承継には「相続人」と「相続分」という2つの要素が決まらなければなりません。

民法は、当事者が何も措置を講じなかった場合には、民法の定める「相続人」が、民法の定める「相続分」に従って財産を承継するものと定めています。この理屈は病院・診療所等の相続においても変わりはありません。問題は、民法の定める相続の内容は必ずしも病院・診療所の承継に適するとは限らないということです。したがって、病院・診療所の相続においては、まず民法の定める法定相続の内容によると、どのような問題を生ずる可能性があるかをきちんと認識する必要があります。

ア　相続人

病院・診療所の院長の財産を、どのような相続人が相続するのかを

きちんと理解することが必要です。相続人が１人しかいない場合は比較的問題はありませんが、相続人が複数ある場合には、それぞれの相続人の利害が相反することになりますので、その調整が必要になります。

イ　相続分

相続人が複数ある場合には、それぞれの相続人が、どのような割合で、病院・診療所の院長の財産を相続することになるのかが一番の問題です。各相続人が相続する割合のことを「相続分」といいます（民900～905）。民法では、当事者が何も措置を講じていない場合には、各相続人の相続分を民法が定めることにしています。これを「法定相続分」といいます（民900）。民法では、相続分は民法の定める法定相続分のほかに、遺言等で被相続人が各相続人の相続分を指定できるものとしています。これを「指定相続分」といいます（民902）。

相続におけるポイントは、「相続人」と「相続分」ですが、民法の定める法定相続に従った場合には、被相続人の遺産をどのように分けることになるのかをきちんと理解することが必要です。

(2)　遺言による相続を通じた病院・診療所の相続

民法による相続の不都合を解消する方法として、遺言により相続の方法を選択することができます。遺言は極めて有効な手法なのですが、我が国の遺言制度には、「遺留分」（民1028～1044）という限界がありますので、この点を理解することが必要になります。

(3)　生前贈与による病院・診療所の相続

院長が死亡する前に、病院経営に必要な株式等の財産を後継者に生前贈与する方法により承継を行うことも可能です。しかし、生前贈与は、後継者以外の相続人から遺留分減殺請求（民1031～）があると、遺留分計算の基礎財産に含めなければならなくなるため、やはり問題があることを理解しておくことが必要です。

事　例

個人病院の院長の相続人が同病院で勤務する医師であった場合に、同医師に退職金請求権が否定された事例

事案の概要

Aは個人病院を経営し、Aの推定相続人であるX_1は医師として、X_1の妻であるX_2は薬剤師として、Aと雇用契約を締結し、同病院で勤務していたが、Aが死亡して、X_1らが相続人となった。

X_1らは、被相続人であるAとX_1、X_2との雇用契約は雇主である被相続人Aの死亡により終了したので、X_1とX_2に対する退職金支払債務が発生し、この債務を相続財産から控除して相続税の申告を行ったところ、かかる退職金債務は認められないとして相続税の更正および過少申告加算税の賦課決定を受けたため、各課税処分の取消しを求めて訴えが提起された。

（東京地判平8・2・28判時1568・44）

問題の所在

① 使用人であった相続人が被相続人の事業を承継した場合、雇用関係は混同により消滅するか

② 雇用関係が消滅した場合は当然に退職金請求権は発生するか

解　説

1　使用者の死亡による雇用契約の終了の有無

一般的に、雇用契約における内容は使用者の一身に専属するものと

まではいえないことから、雇用契約における使用者としての地位は相続性があり、使用者の死亡は雇用契約の終了原因とはならないものと解されています。したがって、使用者の相続人ではないX_2との雇用契約が終了しないことは明らかですが、雇用契約における使用者としての地位は、その従業員であるX_1が相続しています。

つまり、X_1については使用者としての地位と従業員としての地位が同一人に帰属するため、混同の法理（民520）により、混同を生ずる範囲でX_1についての雇用契約も終了することになります。

2　退職金請求権の発生の有無

雇用関係が終了したということから直ちに退職金請求権が発生するわけではありません。就業規則の退職金請求の要件を満たすことが必要となります。

したがって、使用人の死亡による退職の場合でも退職金請求権の発生事由になるものと定められていない限り、退職金請求権は認められないことになります。

アドバイス

本件では、就業規則では、定年退職、従業員の死亡、傷病のための就労不能等、従業員側の事情による退職の場合でなければ退職金を支給する事由として定められていなかったため、退職金の発生は認められませんでした。

病院等の場合には、使用者である院長の死亡により、従業員である相続人に退職金請求権が認められるためには、使用者である院長の死亡による退社の場合にも退職金支給事由となることを定めておかなければならないことになります。